平成２７年（フ）第１２５号
青森県弘前市大字富士見町４番地２　ハイツメイプール101号
債務者　工藤いさ子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１９３号
青森県むつ市川内町楢木７番地９
債務者　工藤　　学
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
青森県むつ市川内町楢木７番地９
債務者　工藤美代子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
神奈川県厚木市吾妻町１番20―502号
債務者　田畑　義民
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４７３号
熊本市東区御領３丁目３番30―205号　フラワーハイツ、前住所熊本市中央区上京塚町１番１―503号　モックパレスＤＥ
債務者　井芹　千春
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４７５号
熊本市東区広木町20番５号
債務者　福田由美子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４８０号
熊本市西区池田２丁目56番１―203号
債務者　山本　裕美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４９６号
熊本市東区西原２丁目35番33号　西原スカイハイツ306号、前住所熊本市東区保田窪５丁目12番20―1001号　ダイアパレス保田窪
債務者　平田　明香
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８６９号
名古屋市西区砂原町274番地　ロイヤルハウス２Ｂ号、従前の住所名古屋市守山区小六町６番50号　ダイアパレス瓢箪山弐番館601号
債務者　小堀　洋行
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２８０号
愛知県長久手市長配１丁目710番地　おーくたうん長久手Ａ―102号
債務者　二見　朝子（旧姓浅野・廣瀬）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４号
福島県郡山市小原田３丁目８番20号　バースランド小原田２―Ｂ、申立時の住所福島市渡利字中江町15番地の２　プチパレス102
債務者　本田　淳之
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第８３９７号
東京都葛飾区東金町５丁目50―10―103
債務者　高橋　園江
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４０７号
東京都豊島区高松２丁目９―２―101
債務者　柳澤真里子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４１９号
東京都葛飾区堀切１丁目24―７―506
債務者　築地　　忍
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４８８号
東京都渋谷区神泉町５―８―102
債務者　倉山真由子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４９２号
東京都練馬区石神井台３丁目18―２―606
債務者　太田　静子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部